

〔翻 訳〕

G. C. フーゲーによるヘーゲルの著書『自然法 および 国家学 概要。
法の哲学 綱要。』 1821。への論評 (1821年4月)。 — 対する —
G. W. F. ヘーゲルによるフーゲーの論評への反批判 (1821年5月)。

G. C. Hugo および G. W. F. Hegel 筆記
尼寺 義弘 [訳]

はじめに

本稿は、第一部と第二部の二つの部分より構成されています。

第一部は、ドイツ歴史学派の始祖をなすGustav Conrad Hugo グスタフ・コンラート・フーゲー(1764-1844)¹⁾によるG. W. F. Hegelの著作『自然法 および 国家学 概要。法の哲学 綱要。』1821。の論評の邦訳です。

原文の出所は、学術雑誌“Göttingische gelehrte Anzeigen”²⁾「ゲッティンゲン 学術 報知」第61号、(S. 601-607.)、1821年4月16日、の日付のあるフーゲーによる論評です。

原文の蔵書の所在は、つぎのとおりです。

Georg-August-Universität Göttingen
Niedersächsische Staats- und Universitätsbibliothek Göttingen
D-37070 Göttingen
Germany

さて、当時のドイツ語の状況は、一般的な文法書もいまだ普及しておらず、その地域、その地域に独自の言語の構造をもつものでした。そしてJ・グリムの“ドイツ語文法”の最終巻が出版されたのは、1837年、グリム兄弟による大ドイツ語辞典 第一巻が公刊されたのが、1854年です³⁾。

こうした状況のなかで、1821年に書かれた本稿の翻訳の作業は難航を極めました。多くのドイツの友人の支援に恵まれ、今回、訳文を公表することができました。

なかでも、二人の若い友人、Dr. Philipp Nölker (ヴェストファーレン・ヴィルヘルムズ大学 ミュンスター)、Benjamin J. Schmidt (ボン大学 アジア学 修士課程)には、第一部および第二部の訳文の検討にあたり、幾度となく対話していただいたことに感謝いたします。

さて、第一部の原文は、7ページにわたる論評です(S. 601-607.)。4つの段落に区切られていますが、特に第三、第四段落は長文のため、訳文は適宜、改行しています。

また引用にあたり、「訳者 注」の表記の仕方は、つぎのとおりです。

例えば、本文に登場する、S. XIXは、ヘーゲル 原文『自然法 および 国家学 概要。法の哲学 綱要。』1821。のページです。

そのS. XIXは、今日のG. W. F. Hegel Werke in zwanzig Bänden 7 Grundlinien der Philosophie des Rechts, Suhrkamp Verlag 1982.においては、同書、S. 24. Zeile 9 - S. 25. Zeile 2.にあたります。

訳文の該当箇所は、世界の名著35『ヘーゲル』中央公論社1967年 P. 168f.です。

かくして、以下において、上述の引用の仕方は、S. XIX: Suhr. S. 24. Zeile 9 – S. 25. Zeile 2. 訳文 P. 168f. と略記します。

また () は原文のまま, 「 」 はフーゲーの引用, [] は訳者の補足です。

原文の隔字体および太字には下線を引いています。

第一部

601

Göttingische gelehrte Anzeigen

unter der Aufsicht
der Königl. Gesellschaft der Wissenschaften.

61. Stück.

den 16. April. 1821.

Berlin.

[訳文]

601

ゲッティンゲン

学術 報知

王立学術協会の監督のもとに。

第 61 号。

1821 年 4 月 16 日。

ベルリン。

(S. 601)

[一段目]

1821 年 ニコライ書店より [序言] 26 ページ と [本文] 755 ページ⁴⁾ gr. 8.⁵⁾ [大の 八折り判] 『自然法 および 国家学 概要』, ベルリンの王立大学の哲学の正教授 G. W. Fr. ヘーゲル博士 による, 彼の講義の使用のために またつぎのタイトルのもとに, G. W. Fr. Hegel 博士 の 『法の哲学 綱要』 等々。

601

— —

G ö t t i n g i s c h e
g e l e h r t e A n z e i g e n
unter der Aufsicht
der Königl. Gesellschaft der Wissenschaften.

61. Stück.
Den 16. April, 1821.

Berlin.

In der Nicolaische Buchhandlung 1821 auf XXVI und 755 S. gr. 8. Natur-Recht und Staatswissenschaft im Grundrisse, zum Gebrauch für seine Vorlesungen von D. G. W. Fr. Hegel, ord. Prof. der Philos. an der Kön. Universität zu Berlin, auch unter dem Titel: Grundlinien der Philosophie des Rechts von D. G. W. Fr. Hegel u. s. w.

Zwey Titelblätter desselben Buches und sogar derselben Ausgabe und zu derselben Zeit, sind in der Geschichte der Bücher durchaus nicht unerhört; freylich bezieht sich der eine dann gewöhnlich auf die Verbindung eines Buches mit einem oder mehrern andern zu einem Ganzen. Dieß ist hier nicht der Fall, sondern die Rücksicht auf die Zuhörer scheint das zu seyn, was bey dem einen Titel mehr ist, als bey dem andern, so daß heiße allenfalls auch durch den Zusatz: "für Zuhörer und Nichtzuhörer" vereinigt hätten werden können. Wäre aber auch der Unterschied noch größer, so könnte man die zwey Titelblätter als ein Beispiel ansehen, wie sich, nach

M (3)

[二段目]

同一の本の、しかも同一の版の、同一の時期の、二つのタイトル付けは、書物の歴史においてまったく前代未聞のことではありません。

とはいえ、その場合に、通常の一つのタイトルは、一つの本が、他の一つの本やいくつかの他の本と一緒に、一つの全体に結びついていることを表現しています。この本の場合は、そうではありません。

ここでは、一つのタイトルよりも、もう一つのタイトルの方が、聴講者への配慮が高いことと思われまします。かくして二つのタイトルはもしかすると補遺：「聴講者 および 否・聴講者のために」によっても統一されえたことでしょう。[つまり、一つのタイトルが講義の聴講者に向いているタイトルであり、もう一つのタイトルが講義の聴講者でない人に向いているタイトルであるということです。]

しかしながら両者の区別 [二つのタイトルの意義の相違] もまたなお一層大きかったとするならば、この二つのタイトルは、(S. 602) 著者 [ヘーゲル] の哲学 および 我々の時代の他の偉大な思想家の哲学によれば、一者がいろいろな反省 Reflexion によって二つの反対物に分割される例と見なすことができたでしょう。ここに言う Reflexion という言葉は、通常の哲学的な意味 [考察, 反省] よりも、光学的な意味 [反射, 反映] の方で使われています。

ここに掲載されているように、二つのタイトルについて、それは一つの鏡においてかように造形されることが、他の鏡においては他のものが造形される、というこの種の或るものです⁶⁾、しかしながら、このことは、エラスムス Asmus⁷⁾ が言うように、著者に好意的な読者が自分で探してもいいことでしょう。

[三段目]

本書それ自体は、今や、しかしながら二つの全く異なる Reflexen 反射 において現われています。精神の現象学 (バンベルク および ヴェルツブルク 1807)、論理の学 (ニュールンベルク 1812) そして哲学的な学のエンチクロペディー (ハイデルベルク 1817) を著述した人や、その作品を、この雑誌によくあるように、出版された場所と出版年とをともに引用するのがもう要らないぐらい、よく知っている人は、この本のなかで全てのことが論駁されていることを不愉快には思わないでしょう。下記の抜粋されたところは、このこと [全てのことが論駁されていること] の例となります。

S. XIX⁸⁾、プラトンは無限の人格性をその最深部において棄損 (きそん) しました、そして S. 51⁹⁾、彼の国家の理念は人格に対する不法を含んでいます。私的所有の彼の理念は普遍的な原理として不可能であるということを含んでいます。

S. 14¹⁰⁾、ライプニッツによって褒められたローマの法学者の Consequenz 首尾一貫性は、なるほどいずれの悟性的な学問の本質的な属性です (ローマの法学者の一貫性をとりわけ褒めたそのライプニッツは、褒めたそのことによって同時に叱責されるのです)¹¹⁾。

しかしながら言及された法学者の首尾一貫性のなさ および 馬鹿さかげんは、彼らの最大の徳として敬意を表されるべきです、なぜなら彼らはそのこと¹²⁾ によって忌まわしい慣習に距離を置くからです。

(ここでは特にしばしば出てくるフランス語¹³⁾ の意味での言葉を取り上げるならば、その言葉は den institutes と den instituts [制度・機構・組織] として、ローマ人の institutiones¹⁴⁾ [風習・慣例・伝統] と対立しています、それは我々が通常はドイツ人にあつてかように名づけているものです、しかしそれは全くわずかにしか共通性がありません)。S. 45¹⁵⁾ は、すなわち、(S. 603) それがローマ法の基礎をなすところの人格法と物件法へ分割するという誤りと概念の喪失を展開することは、ここでは述べるできません。

S. 194¹⁶⁾ は、国家経済学において悟性が、アダム・スミス、セイ、リカードによって見いだされます、しかしこの悟性は「自分の道徳的な不愉快さを取り除きます」。

Mar. 2024 G. C. フーゴによるヘーゲルの著書『自然法 および 国家学 概要。法の哲学 綱要。』1821。への論評(1821年4月)。— 対する — G. W. F. ヘーゲルによるフーゴの論評への反批判(1821年5月)。

S. 26¹⁷⁾ は、カントの [哲学]、および カントの [哲学] の完全な浅薄化である フリースの [哲学] は、単なる反省の哲学です。カントについても S. 45¹⁸⁾ で種々雑多なことを読むことができます。それは故人にとって名誉なこととなるものではありません。しかし、ときおり彼 [カント] は、的をうまく射たという評価を与えられています。

例えば、S. 84¹⁹⁾ は、カントの契約の分類は理性的な分類です、そしてつぎのことはとっくの昔に望まれていたことです、カントの契約の分類の方が合理的なので、今日までカントの分類が真の契約・合意の契約等々へと、旧弊の分類の仕方と入れ替わらなかったのは、不思議なことです。

しかし現存のドイツの作家は [ヘーゲルから] 悪い評価を受けています、彼らは S. XIII²⁰⁾ によれば、[ledern 無趣味な者] になります、フリースは、S. XI²¹⁾ によれば、浅薄さの陸軍指揮者です。

「滑稽な possierlich」と名づけられていることが二つあります。一つは、S. 249²²⁾ で触れた ハラー氏の感動です。他の一つは、恥じ入って あるいは だまされてこれを言わねばなりません、この記事の著者 [フーゴ] がその純朴さで語った、つぎのような発言です。現在の法律家からも通常に使われている vel, vel non²³⁾ [二分法] に対して、シュナイダー²⁴⁾ によって疑わしいと名づけられた カントの三分法²⁵⁾ の他に、ローマ法学者の作品にも、いくつかの三分法が書いてあります。

それは、ヘーゲル教授殿が批評家²⁶⁾ [フーゴ] のその [フーゴ] の本に対して行っているところの、4 ページ分の [ヘーゲルの悪感情の] 一気の表出ということです。そしてこの本はなるほど哲学の本ではなくて、法の歴史の本であることから、[ヘーゲルの『法の哲学』のなかでの] 批判は全く奇妙なことです。

そして ヘーゲル教授殿²⁷⁾ は、私の 法の歴史 を、その多くの版をひどくあざけて非難しています (彼はすでに第 5 版を知っています！)。

批評家 [フーゴ] は自己の法哲学によって、周知のとおり、哲学者たちのあいだでは悪に至っております、そのことについて哲学者たちは全く何も知らないか、(S. 604) あるいは、しかし哲学者たちは言います、一つのことは、この本は確定法の理想への奇妙な志向であり、他の一つのことは、彼の法哲学が法的な人間学に根拠づけられていて、ただ実定的なものからのみ発していることです。

ヘーゲル教授殿は今や 法の歴史 をお笑い種にしています、一部はその箇所を書き写すこと Abschreiben によって、その箇所は彼に不愉快な思いをさせるものですから、少なくとも他の字体 Schrift においてそのことを記しています²⁸⁾。

同様に、例えば キケロは哲学者たちを一瞥して十二表法を褒めたたえます²⁹⁾。キケロの非常によく知られているこの箇所を思い出す人は「bibliothecas---omnium philosophorum---superare」十二表法があらゆる哲学者の蔵書に勝っている という文章に、この一瞥を見つけてでしょう³⁰⁾。

例の節³¹⁾ を確かめていただければ³²⁾、哲学者は、キケロの一瞥について言われていること [つまりフーゴがこの節について書いたこと] を悪く受け取る理由がないと認めなければなりません。批評家 (フーゴ) は キケロの一瞥を哲学者に対抗するいくつかの似た表明と同じように、偏ったものとみているからです。

しかし、もちろん哲学者の ファボリヌスが十二表法を非難したこともまた褒められてはいません³³⁾。そうではなくて、彼には罪さえも与えられています。彼には、すでに幾人かの偉大な哲学者がそうであったようなことが起きていたのです、彼は実定法を理解していなかったのです。

批評家はつぎのことを確認できます、22年前に、彼 [フーゴ] がこのことを初めて書いたときに、ヘーゲル教授殿のことは念頭になかったのです。しかし今や彼 [フーゴ] は告白します、彼の卑見によれば、実定法を理解していない、ということが現実にもあるという一つの事例です。

誰か、或るものを理解しようとするならば、どうかそれを学んでいなければなりません。そして専門の哲学者は法律の講義を聞いたり、そして法律の書物を読んだりする例は、この反対としてよく挙げら

れています。それは法律家が哲学の講義に出席したり哲学の本を勉強したりすることと比べて、稀なことです³⁴⁾。

S. 183³⁵⁾は述べています、possessio bonorum [財産の占有]は、bonorum possessio³⁶⁾ [遺産の占有]とは、異なります。それは学識のある法律家の内容をなすところの、かかる知識に属しています。

(S. 605) かくして今やこの知識は全く品位を貶めようとするのでしょう。しかしながら、子供である兄弟 (Geschwisterkinder) と 兄弟の子供 (Kinder von Geschistern) とは、まさに異なっています。

そしてこの本のなかでは道徳は人倫態とは、全く異なったことを意味しています。それらは語源からしても異なっていると S. 40³⁷⁾ において述べられています。

ある国民の、ある事柄の、あるいはまた個々の著作家のみの言語の使用の仕方について、人は、一度、そのことに知り合いになっていなければなりません。そして、著者(ヘーゲル)は、XI³⁸⁾ ページで、人が学問を眠っている間に、身に付けることができる、ということ認めてはいません³⁹⁾。法学部の同僚を傷つけようとするだけで、実定法を理解できるということは、同じぐらい不可能です。

「いずれの生徒も」、das partes secanto 部分に分かれる、という表現を理解できると言っていますが、どのようにして理解できるのでしょうか。[いや、できません。] das secare は、いずれの生徒も知っている意味の他に、もう一つの、5、6百年の後の哲学者[ヘーゲル]も知らなかった? 意味があったのです⁴⁰⁾。

著者⁴¹⁾は批評家を理解していません。これは言葉を理解していないということです。S. 12⁴²⁾のために、このことを思い出させる必要があります。そこでは [12頁]、批評家が理解を、悪い法律の下で、自己を鎮めているところの悟性の陶冶ということとして解釈している、と書かれています。否、著者は、批評家をまったく違った意味で解釈しています。

ヘーゲル教授殿もまたそのように信じています、ローマの法学者に感嘆する人は、ローマ法が理性の最高の要請を十分に為したのだ、ということも承認します。ローマ法がそのこと [理性の最高の要請を十分に為したこと]を為さなかったことは確かです。そしてそのことを何の実定法も為してはいません、それは人間が純粹に理性的であることも、同様に、ないことです⁴³⁾。

しかしながら、もしも人が著者にローマ法に対する彼のあらゆる非難について、立法の側面から、そして立法の側面の地位を代表するところのものに賞讃を与えるならば、それにもかかわらずローマの法学者の著作は、まさにいずれの将来の法律家にも技術的な顧慮の下で推奨されうることでしょう。それと同様に批評家は、人が (S. 606) (法律家にヘーゲル教授殿の一面性と僭越さに用心するように警告しなければなりません、ということ)を信じています。

[四段目]

とはいえ、今や、いかなる教えの動機からかかる哲学的な表出が生じるのか、というこの本の歩みについて弁明するときです。序説につづいて、I. 抽象法 (所有、契約、不法) がきます。不法 Unrecht は、人は通常はそれを Läsion 毀損 (きそん) と名づけたものです、不法は、II. 道徳へと教えを導きます、その教えは通常は普遍的な実践哲学と言われています。

正義を為すと信じている人が、(自分の良心において) 正義を為すと言う命題の誤用について、それは新たな経験が必要とされること以上に、非常に用心するように警告されています。

S. 148⁴⁴⁾の言葉は、「かかる法律は国家の権威を対自的にもっています」、「幾千年という権威も…諸個人の無数の権威を自己のうちに含むところのもろもろの権威を、この法律はもっています、そして私はこれらの権威にたいして私の個別の確信という権威を対置します…」。

人は著者自身に対して [この 権威 という言葉を] 使用してはなりません、というのはそこでは著者は、

Mar. 2024 G. C. フーゲーによるヘーゲルの著書『自然法 および 国家学 概要。法の哲学 綱要。』1821。への論評(1821年4月)。— 対する — G. W. F. ヘーゲルによるフーゲーの論評への反批判(1821年5月)。

例えばローマ法を非難するからです、そこにはまさに広く、単なる主観的な確信ばかりではなくて、このローマ法との闘争があるのです。

さて、S. 156⁴⁵⁾の III. 人倫態 について、すでに述べられていますように、道徳とは全く異なったものです、すなわち：「現在の世界と自己意識の自然のために生成した自由の概念」です。

読者はこのことを理解できないでしょう、かくして読者はたぶん再び周知の仲間のなかに自分を見つけて出します、もしも読者がそこに 1. 家族、2. 市民社会 そして 3. 国家 が存することを知らなければ。

しかしながら、司法、ポリツァイ、そしてコルポラツィオーンは、国家に属していないが、しかし世界史(S. 344)⁴⁶⁾は国家に属しているということを読者に言えば、読者が著者自身から[このことについて]教えてくれることを欲求するでしょう。読者がこのような智慧を望んでいないなら、別でしょう。」つまり、このような[フーゲーから見たら意味がない]智慧を望んでいない読者は、ヘーゲルからの説明も欲求していないのです。(S. 607) 法典を作ることが良いかどうか、という争いのなかで、どのような意見に彼が賛成するかは、容易に推察できます。非常に高く掲げられた法律の話のような、いくつかのものは、新たなものではありません。しかしながら、「今日、生活について一番多く語っているのは、一番命のない素材に精通している時です。」S. 208⁴⁷⁾—は、ヘーゲル[の文章]にはそのことが確認されます。

概念からすべてのことを著者は導き出します、そして[概念から導き出せる]根拠を超える推論 Raisonnement (S. 334)⁴⁸⁾は、彼にとってあまり意味がありません。かくして著者は、S. 174⁴⁹⁾において、血族の結婚を「概念に反する」として非難しました、そしてこの自由な献身を切り離された家族の諸個人の下でのみ許したのです。

しかし、その根拠が証明するのは、多すぎる又は、少なすぎると考えられます。つまり、どちらも考えられます。どんなに遠い親等でも血族の結婚が許されていないなら、証明されているのは、多すぎます。

S. 180⁵⁰⁾に書いているように、成年は独自の家族を築く可能性があるため、[元]の家族を解体するなら、証明されているのは、少なすぎます。この場合は、両親と子供が結婚するのも、末代まで概念に反することではないのです。

あらゆる血族が「自己に周知の、そしてあらゆる特徴において親密なサークル[集まり]に」属しています、概念は疑うことなしに自己とともに運んでいきます。 フーゲー。

訳者注

- 1) Gustav Conrad Hugo (1764-1844) は、ドイツ歴史法学の創始者。ゲッティンゲン大学教授。著作はつぎのとおりです。
 - ・ Institution des heutigen Römischen Rechts. August Mylius (1792年)
 - ・ Lehrbuch eines civilistischen Cursus (1823年)
 - ・ Beyträge zur civilistischen Bücherkenntniß (1828年)
- 2) „Göttingische gelehrte Anzeigen“ は、当時、一年間に三つの巻が出版されていました。第1巻(第1号-第70号)、第2巻(第71号-第140号)、第3巻(第141号-第209号)。本稿の第61号は第1巻に属します。
- 3) 尼寺義弘 訳「ヤーコプ・グリムの言語学者カール・ラッハマン宛の手紙(1838年8月24日-8月31日)」、『阪南論集』、人文・自然科学編、第57巻第1号、2021年。所収。参照。
- 4) ここでは、755ページとなっていますが、原文は355ページです。
- 5) gr. 8 は、Groß-Oktav [大の八折判-判型]の略字です。縦が、22.5-25cmの本を意味します。
- 6) この文には、ある物が鏡によって異なる姿で現れている、という現象が比喩として使われています。
- 7) Asmus: Erasmus の短縮形。エラスムス Desiderius Erasmus (1466-1536) はオランダの人文主義者。
- 8) S. XIX: Suhr. S. 24. Zeile 9 - S. 25. Zeile 2. 訳文 P. 168f.
- 9) S. 51: Suhr. S. 107. Z. v. u. 7 - S. 108. Z. v. u. 9. 訳文 P. 241f.
- 10) S. 14: Suhr. S. 41. Zeile von unten 12. - S. 48. Zeile 12. 訳文 P. 188f.
- 11) つまりローマ法学者が主張した「首尾一貫性」は、当たり前のことなので、この事を特に褒める必要性がない、とい

う叱責を示しています。

- 12) 「dadurch」(そのことによって)は、「Inconsequenz」(首尾一貫性のなさ)と「Albernheit」(馬鹿さかげん)を指しています。
- 13) institutes, institut は、ともに institut [制度・機構・組織]の複数形です。
- 14) institutiones institutum [風習・慣例・伝統]の主格。
フーゲーは、ヘーゲルがヘーゲルの本のなかで「Institutionen」という言葉を、ラテン語から来たドイツ語の意味ではなく、フランス語に近い意味で使っていると指摘しています。
- 15) S. 45.: Suhr. S. 99. Zeile 7 - S. 100. Zeile 4. 訳文 P. 233f.
- 16) S. 194.: Suhr. S. 346. Zeile 12 - S. 347. Zeile 5. 訳文 P. 421f.
- 17) S. 26.: Suhr. S. 66. Zeile v. u. 11 - S. 68. Zeile v. u. 17. 訳文 P. 207ff.
Jakob Friedrich Fries (1773-1843): ハイデルベルク大学教授, ヘーゲルの前任者。1817年のヴァルトブルク祭において演説する。ヘーゲルは浅薄さの将帥としています。
- 18) S. 45.: Suhr. S. 99. Zeile 7 - S. 100. Zeile 4. 訳文 P. 234f.
- 19) S. 84.: Suhr. S. 165. Zeile v. u. 13 - S. 166. Zeile 20. 訳文 P. 283f.
- 20) S. XIII.: Suhr. S. 19. Zeile v. u. 12 - S. 20. Zeile v. u. 16. 訳文 P. 163f.
- 21) S. XI.: Suhr. S. 18. Zeile 5 - S. 18. Zeile v. u. 11. 訳文 P. 161f.
- 22) S. 249.: Suhr. S. 405. Zeile 4 - S. 406. Zeile v. u. 6. 訳文 P. 484f.
Carl Ludwig von Haller (1768-1854): ベルンの貴族出身の政治思想家, 『国家学の復興』(6巻 1816-1834)は、ウィーン会議後の反動政治に理論的な基礎を与えたと言われています。
- 23) vel, vel non は、ラテン語です。ドイツ語で言えば oder, oder nicht となり、二分法を指しています。
- 24) シュナイダーとは、誰のことなのか、特定できていません。
- 25) カントの三分法については、ヘーゲルの『自然法 および 国家学 概要。法の哲学 綱要。』1821。S. 13. Suhr. S. 41. 訳文 P. 188. 参照。
- 26) 「批評家」は、Rec.として略記されています。以下、同様です。
- 27) 「ヘーゲル教授殿」は、Hr. Prof. H.として略記されています。以下、同様です。
- 28) ヘーゲルが引用する文章には、いくつかの言葉が字間をあけて書かれています。ドイツ語では、その字体は「gesperrte Schrift」と言います。その言葉は、キケロの「Seitenblick 一瞥」など、つまり哲学者のヘーゲルがフーゲーにとって不愉快だと思ふ言葉です。
- 29) これは、ヘーゲルが法の歴史の本から引用する一つの例です。ヘーゲルの著作にも、フーゲーの書評にも、「Seitenblick」という言葉が書かれています。なお、引用された文は、フーゲーの著作のもので、ヘーゲルも使っていた第五版は、つぎのとおりです。
G. C. Hugo, Lehrbuch der Geschichte des römischen Rechts. Die fünfte Auflage. Berlin 1815. 53§, S. 53f.
- 30) „bibliothecas---omnium philosophorum---superare das Zwölftafelgesetz übertrifft die Bibliotheken aller Philosophen “ 十二表法は、あらゆる哲学者の蔵書に勝ります。キケロの全体の引用・出典と翻訳を示します。
„Fremant omnes licet, dicam, quod sentio: bibliothecas mehercule omnium philosophorum unus mihi videtur XII tabularum libellus, si quis legum fontis et capita viderit, et auctoritatis pondere et utilitatis ubertate superare.“
翻訳 „Die Bibliotheken aller Philosophen, beim Herkules, scheint mir das eine Büchlein der zwölf Tafeln, wenn jemand sich die Quellen und Grundsätze jener Gesetze ansieht, sowohl an Gewicht seines Einflusses als auch durch die Reichhaltigkeit seines Nutzens zu übertreffen.“ 出典は、De oratore I, 44です。
なお、上記に引用されている原文とドイツ語への翻訳は、つぎのとおりです。
s. Herausgegeben und übersetzt von Theodor Nüßlein, De Oratore-Über den Redner. Lateinisch-Deutsch. Artemis & Winkler, 2007, S. 90f.
十二表法については、ヘーゲルの『自然法 および 国家学 概要。法の哲学 綱要。』1821。S. 6-12.: Suhr. S. 34-40. 訳文 P. 180-187. 参照。
- 31) 「den Paragraphen」は単数形です。これは「この節」つまり、フーゲーの著作の 53§ を意味します。
- 32) „die Ehre antun “ というのは、日本語の敬語のように、「この節を確かめる人」に対して敬意を表しています。
- 33) つまり、フーゲーは、自分の本のなかで、ファボリヌスの非難を褒めていないで、批判していることを表しています。(フーゲーの本 53 § を参照してください)
- 34) つまり、法学を勉強する哲学者は、哲学を勉強する法学者と比べて、ほとんどないということです。
- 35) S. 183: Suhr. S. 334. Zeile 2 - Zeile v. u. 1. 訳文 P. 406f.
- 36) „bonorum possessio “ 遺産の占有 と „possessio bonorum “ 財産の占有 との区別は、§180で明らかなおと、裁判

Mar. 2024 G. C. フーゴによるヘーゲルの著書『自然法 および 国家学 概要。法の哲学 綱要。』1821。への論評(1821年4月)。— 対する — G. W. F. ヘーゲルによるフーゴの論評への反批判(1821年5月)。

官の悲しい宿命」の結果なのです。

37) S. 40: Suhr. S. 88. Zeile 16 – Zeile v. u. 3. 訳文 P. 226f.

フーゴのヘーゲルの著書からのここの引用の仕方は正確なものではありません。ヘーゲルはつぎのように述べています。

「だが、たとえ道徳と人倫態とがその語源からいって同じ意義をもつものであったとしても、このことは、事実上は異なっているこれら二つの言葉を、二つの異なる概念のために用いる妨げとはなりません。」

38) S. XI: Suhr. S. 18. Zeile 5.– Zeile v. u. 3 訳文 P. 161.

39) 人は学問を眠っている間に手に入れるということについては：[旧約聖書、詩編、127編、第2節] 参照。

そして、フーゴは、ここで直接に詩編から引用することなく、ヘーゲルの『自然法 および 国家学 概要。法の哲学 綱要。』の Vorredeにある、詩編から引用されているつぎの文章を指しています。

„Den Seinen gibt Er’s schlafend, –ist auf die Wissenschaft angewendet worden, und damit hat jeder Schlafende sich zu den Seinen gezählt; was er so im Schlafe der Begriffe bekommen, war denn freilich auch Ware darnach.“
なおこの文章の意味は、ヘーゲルは、学問を眠っている間に、身につけるのは不可能だと主張していますが、法学部の同僚を傷つけようとするだけで、実定法を理解できることも、同じくらい不可能だということです。

40) partis secanto というのは、十二表法の 3 表、6 節に出てくる表現です。Rudolf Düll 編・訳 „Das Zwölftafelgesetz– Lateinisch-Deutsch“, Artemis & Winkler, 1995, S. 34f.

„TERTIIS NUNDINIS PARTIS SECANTO.“

ドイツ語への翻訳：„Am dritten Markttag sollen (die Gläubiger) sich die Teile schneiden.“

なお、この文章については二つの解釈があります。第一の解釈は、「第三の市に(負債者は)その体の諸部分に区分けされる」という文字通りの解釈です。第二の解釈は「負債者の所有が分かれる」という解釈です。ヘーゲルは、最初の解釈を取っています。(注29) 参照)

フーゴは、ここで、ヘーゲルの解釈が間違っている、ということを暗示しようとしています。

41) 「著者」は、der V. として略記しています。以下、同様です。

42) S. 12: Suhr. S. 39. Zeile v. u. 5.– S. 40. Zeile v. u. 8. 訳文 P. 186f.

43) つまり、法が純粹に理性的であることも、人間が純粹に理性的たることもありません。

44) S. 148: Suhr. S. 275. Zeile 16.– S. 276. Zeile 13. 訳文 P. 360f

45) S. 156: Suhr. S. 292. Zeile 1.– S. 293. Zeile v. u. 5: 訳文 P. 371f

46) (S. 344) : Suhr. S. 503. Zeile v. u. 12.– S. 504. Zeile 12 訳文 P. 594.

47) S. 208: Suhr. S. 361. Zeile v. u. 14.– S. 362. Zeile 18 訳文 P. 438f

48) (S. 334) : Suhr. S. 494. Zeile 22 – S. 495. Zeile 16 訳文 P. 585f

49) S. 174: Suhr. S. 319. Zeile 18 – S. 322. Zeile 3. 訳文 P. 396 ff.

50) S. 180: Suhr. S. 328. Zeile v. u. 7– S. 330. Zeile v. u. 18. 訳文 P. 402ff.

第二部

ヘーゲルによるフーゲーの論評 批判 (1821年5月)

はじめに

第二部は、G. W. F. ヘーゲルによる G. C. フーゲーの批判的な論評に対する反論です。

G. W. F. ヘーゲルは、1820年10月に、『自然法 および 国家学 概要。法の哲学 綱要。』をベルリンのニコライ書店より出版しました。出版年は1821年となっています。

この書に対して、歴史法学の始祖、G. C. フーゲーは、批判的な論評を加えました。この論評は、第一部においてみてきたとおりです。

フーゲーのこの論評に対して、ヘーゲルは反論を加えます。ヘーゲルのこの反批判は、Allgemeine Litteratur-Zeitung (A. L. Z.), Nr 122. May 1821. Halle und Leipzig. 111-112., 『一般 文芸 - 新聞』1821年5月、ハレ および ライプツィヒ、第122号、111-112段。に掲載されました。

本文献の蔵書の所在はつぎのとおりです。

Thüringer Universitäts- und Landesbibliothek
Abteilung Historische Sammlungen
Bibliotheksplatz 2
07743 Jena
Germany

第二部は、この新聞に載せられたヘーゲルの反論の記事の翻訳です。¹⁾

第一部の訳者注を参照しながら講読ください。

原文には改行はありません。

1-7 は、訳者のつけた番号です。この記事のなかの、ピリオドからつぎのピリオドまでです。

一文が、長文のために、翻訳にあたり適宜ピリオドをつけています。

またこの新聞記事の斜字体には下線を引いています。

また()は原文のママ、「」はヘーゲルの引用、[]は訳者の補足です。

A. L. Z. Num. 122. MAY 1821. 111-112.

V. Vermischte Anzeigen.

Erklärung.

[訳文]

一般 文芸 - 新聞 第 122 号 1821 年 5 月。 111-112 段。

V. 雑多な報知。

解明。

V. Vermischte Anzeigen.

Erklärung.

Die mit *Hugo*, unterzeichnete Anzeige meines Buchs: Grundriß der Rechtsphilosophie, in den Göttinger gelehrten Anzeigen Nr 61. d. J., ist mir durch einen alten Freund zur Kenntniß und allenfallsigen Beachtung zugekommen, da dieselbe sich aber keineswegs auf die Sache einläßt, welche in diesem Buche abgehandelt ist, was soll ich mich mit solchem Wollen und gänzlichen Nicht-Können, wie diese Recension zu erkennen giebt, herumreden? Auch bey dergleichen, wie das daselbst S. 605. Angebrachte ist, daß „so wenig man die Willenshaft schlafend bekomme, so wenig verstehe man das positive Recht schon um deswillen, weil man einem Collegem aus der juristischen Facultät gern Abbruch thun möchte,“ wird der Leser, ohne weitere Bemerklichmachung und Rüge von meiner Seite, die Weisheit der Bemerkung oder die Unwürdigkeit einer Insinuation und eines Klatschgewäschs, von selbst zu schätzen wissen; ja auch Herrn *Hugo* ist immer noch diese Befähigung zuzumuthen, daß er die für dergleichen Insinuation gehörige Qualification (auch etwas Pöfferliches liesse sich darin erkennen) zu finden im Stande sey. Herr *Hugo* ist jedoch wenigstens als positiver Rechts-Gelehrter und Historiker berühmt; — mit seiner Rechtsphilosophie, sagt er buchstäblich in der Recension, komme er bey den Philosophen übel an; — die Anführungen in jener Anzeige aus meiner Schrift müssen darum die Präsumtion für sich haben, richtig und gewissenhaft gemacht zu seyn, wie es einem Historiker und einem Rechtsgelehrten, ja nicht bloß einem solchen, sondern einem gemeinrechtlichen Manne und einem gebildeten Menschen zukommt; da sie keine philosophische Gegenstände betreffen, so war für die richtige Auffassung nur gewöhnliche Verstandes-, keine philosophische Bildung, welche Herr *H.* freylich nirgend zeigt, erforderlich. Mir wirft Hr. *H.* vor, daß ich mich über seine Rechtshistorie durch Abschreiben von Stellen aus derselben, bey denen ich nur das mir Anstößige mit anderer Schrift bezeichnet, lustig gemacht; Hr. *Hugo* räumt damit ein, daß ich sie mit Richtigkeit ausgehoben. Ich gebe ihm aber zugleich zu bedenken, was er mit dem Zugeständniß, daß man durch das buchstäbliche Abschreiben dessen, was er sagt (C. vorhin), sich darüber lustig machen könne, überhaupt zugiebt. Er hätte mir aber ferner die Mühe dieser Gegenrede gänzlich erspart, wenn er sich herabgelassen, bey dem, was ihm für seine Anzeige aus meinem Buche bemerklich vorgekommen, die Stellen selbst abzuschreiben, und mich über das, was ich gesagt, reden zu lassen. So würde ich mich nicht veranlaßt sehen, diejenigen unter den Lesern der Götting. gel. Anzeigen, die etwa nicht schon an und für sich von einem Professor der Philosophie Schiefheiten und Abgeschmacktheiten erwarten, und die sich wundern könnten, daß ich, nach Hn. *Hugo's* Ver-

sicherung, in meiner Schrift behauptet, „die Inconsequenz und *Albertheit* der römischen Juristen sey als eine ihrer höchsten Tugenden zu achten,“ — daß ich glaube, wer die römischen Rechtsgelehrten bewundere, der nehme an, das römische Recht habe den höchsten Forderungen der Vernunft Genüge geleistet,“ — „daß ich meinen philosophischen Gegnern die Schuld von dem Mißbrauch des Satzes: wer recht zu thun glaubt, thut (im Gewissen) Recht, beymesse — (dieses in die Parenthese gehobene Gewissen wird der Leser ohnedieß als ein Hn. *Hugo* zugehöriges Verdienst um den Satz erkennen; — welche Bewandniß es soust mit einem in die Parenthese gestellten Gewissen habe, darüber konnte Hr. *Hugo* übrigens in meiner Schrift manche Aufklärung finden), daß ich dem Cicero seinen Seitenblick auf die Philosophen übel genommen — die Leser also zu versichern, daß sie, Herrn *Hugo's* Autorität ungeachtet, dergleichen in meinem Buche nicht finden werden.

Berlin, im April 1821.

Hegel.

In *W. Shakspeare's Timon von Athen*, übers. von Regis, b. Schumann in Zwickau, 1821, bittet man folgende Druckfehler zu berichtigen:

- S. 30. Z. 7 v. u. für stiller lies stillter.
- 35. Z. 12 v. u. f. toll l. zornig.
- 40, 41 u. 43. f. *Lupido* l. *Cupido*.
- 42. Z. 9 v. u. f. *Freunde* l. *Freunde*.
- 51. Z. 2 v. o. f. *holt's* l. *fohle's*.
- 60. Z. 1 v. u. f. *unfern* l. *euern*.
- 61. Z. 7 v. u. f. *seinem* l. *seinem*.
- 65. Z. 10 v. o. f. *Handel* l. *Himmel*.
- 66. Z. 5 v. o. f. *mir* l. *nur*.
- 79. Z. 7 v. u. f. *trug* l. *trüg*.
- 100. Z. 3 v. o. f. *nöthige* l. *nöthigen*.
- 101. Z. 12 v. o. f. *winder* l. *wender*.
- 105. Z. 6 v. u. f. *Schmarotzer* l. *Schmaruszer*.
- 107. Z. 3 v. o. f. *er gab* l. *gab*.
- 108. Z. 3 v. o. f. *den* l. *der*.
- 111. Z. 8 v. o. f. *gab* l. *gäb*.
- 112. Z. 1 v. o. f. *Zeugen* l. *zeugen*.
- 118. Z. 10 v. u. f. *ihren* l. *ihrem*.
- 123. Z. 4 v. u. f. *verspend* l. *verspönd*.
- 125. Z. 9 v. o. f. *trozzt* l. *strozzt*.
- 130. Z. 6 v. u. f. *Bestlerdirn* l. *Bestel-Dirn*.
- 134. Z. 4 v. o. f. *adieu* l. *ade*.
- 136. Z. 7 v. u. f. *getworden* l. *worden*.
- 147. Z. 12 v. o. f. *versteht* l. *versteht*.
- 154. Z. 12 v. u. f. *daß* l. *deß*.
- 164. Z. 2 v. u. f. *meerbetogtem* l. *meerumwogtem*.

1.

今年 [1821年] の、ゲッティンゲン 学術 報知, 第61号において, Hugo : と署名された, 私の本 : 法哲学の概要, Grundriss der Rechtsphilosophie の紹介批評 は, 旧友によって知らされ, そして, もしかすると, と気にするなか, 『ゲッティンゲン 学術 報知』が届けられました。

この紹介批評は私の本において取り上げられている内容について全く問題にしていけないので, この論評に見える, [書評の筆者が] しようとしても全然何もできないということについて, 一体何を言えば, よいのでしょうか, [分かりかねます]。

2.

同『報知』の605ページ²⁾の引用は, その一つの例です。引用された文の説明について, フーゲーの書評への私の論評も参照してください。つぎのことは当を得たことです, 「人が学問を眠っているあいだに, 身につけることができるというのは不可能です。法学部の同僚を傷つけようとするだけで, 実定法を理解できるということは, 同じぐらい不可能です」ということ, 605ページには書かれています。このようなことから, 読者は, 私の側からの更なる注意を促すこと および 叱責をすることなしに, 知恵か, あるいは, 誹謗や陰口という品位のなさか, ということを自ら評価できるでしょう。まさにフーゲー氏にも, つねに, この陰口を言う審査基準を見つける能力を要求できます (そこにはまたいささか滑稽なことが見えるのです)。

3.

とはいえフーゲー氏は少なくとも実定法の学者 および 歴史家として著名です。— フーゲー氏は, 彼の法の哲学によって, と彼は文字通りに論評において述べています, 彼は哲学者のあいだでは悪く評価されています。— 私 [ヘーゲル] の著作からのこの記事 [フーゲーの書評] での引用は, 正しく, そして良心的に為されたことと推定しなければなりません。それは歴史家に そして 法学者に, まさにかかる人々のみならず, 普通法の男たちに, そして教養ある人間に当然のこととして属しているのと同様のことです。というのは, これら [フーゲーの論評のなかで, ヘーゲルの本から引用された文章] は, 何の哲学的な対象にも関係していないからです, それで正しい把握のためにはただ普通理解力のある教養のみが必要です, そして H氏³⁾ がもちろんそれをどこにも示していないところの, 何の哲学的な教養も必要とはしません。

4.

H氏は私を非難します, 私は彼の 法の歴史 を, その書のその箇所を, — その箇所についてそれは私に不快感のみを与えたことを私は他の言葉で記しています, — 書き写すことによってお笑い種にしてみました; フーゲー氏は, 私が正当にも彼の 法の歴史 を取りあげたことを自認しています。

5.

しかし同時に, 私は, 彼がつぎのことを熟考されることを望んでいます。すなわち人はフーゲー氏が言っていること (さきに述べたことを見てください) の文字通りの書き写しによって, その箇所をお笑い種にすることができます, ということ, ということを彼が自認することによって, 一般に彼が認めるものとは何ですか, ということ。

Mar. 2024 G. C. フーゴによるヘーゲルの著書『自然法 および 国家学 概要。法の哲学 綱要。』1821。への論評(1821年4月)。— 対する — G. W. F. ヘーゲルによるフーゴの論評への反批判(1821年5月)。

6.

フーゴ氏は、私にさらにこの反論という労苦をまったく免れさせるでしょう、もしも彼が偉そうに振る舞って、私の本から彼の記事のために注目すべきことを、すなわちその箇所それ自体を書き写し、そして私をして私が述べたことを言わしめるとするならば。

7.

かくして、私は、ゲッティンゲン学術報知の読者のなかにあつて、どっちみち、哲学の教授が歪(ゆが)みや野暮を言っているとは思っていないことについて、自分を誘発させるものは何もありません。そして読者はつぎのことに驚くことでしょう。すなわち私が、フーゴ氏の断言によると、フーゴ氏が間違つて、ヘーゲルがそう言った、と断言したことの列挙です。私は、私の著作においてつぎのことを主張しています。

「ローマ時代の法律家の首尾一貫性のないこと および たわ言が、彼らの最高の美德として尊敬されるべきです。」— 私が思うに「ローマの法学者に感嘆する人が、ローマ法は理性の最高の要請を十分に為したと思っています」—

「私は私の哲学上の反対者に、命題の誤用の責を、すなわち：正義を為すと信じている人が、(自己の良心にしたがって) 正義を為す、この命題の誤用の責めを帰せることにします」—

(この挿入文に押し込まれた良心を、読者はどっちみちこの命題について、フーゴ氏に帰属する功績と認識することでしょう；— 挿入文に置かれた良心について、通常はどのような日(いわ)くがあるのか、そのことについてフーゴ氏はとにもかくにも私の著作のなかにいろいろな説明を見いだすことができましたので)、私はあのキケロに、彼の哲学者を一瞥する目を悪と捉(とら)えました — 読者は、フーゴ氏の権威にもかかわらず、私の本のなかに上に列挙したこと全てについて、それらのことを見いだすことはないであろう、ということを確認します。

ベルリン、1821年4月。

ヘーゲル。

訳者注

- 1) ヘーゲルのこの「解明。」については、下記の文献を参照ください。
G. W. F. Hegel, Gesammelte Werke Bd. 14, 2. Hrsg. v. K. Grotzsch u. E. Weisser-Lohmann, S. 289f., F. Meiner, 2010.
同じく, Bd. 14, 3. S. 864f., F. Meiner, 2011.
- 2) 605ページのフーゴの主張については、第一部において、それぞれに訳者注があり、その注に言うヘーゲルの『法の哲学』の論究を参照ください。
- 3) フーゴ氏のことを、Herr H または Hr. H とも記しています。

(2023年11月30日掲載決定)